



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第 1 1 号 令和 8 年 3 月 2 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1 1	令和 8 年度前期技能検定を実施する件	産業人材課
1 1 2	令和 8 年度随時技能検定を実施する件	同

徳島県告示第百十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和八年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和八年三月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装、フラワー装飾	三級	令和八年七月十二日（日曜日）	令和八年六月十日（水曜日）から同年八月九日（日曜日）まで（造園職種及びとび職種において日程を延期する場合には、令和八年九月十日（木曜日）から同年十一月十一日（水曜日）までの間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十三歳未満の者であつて被保険者であるもの（以下「二十三歳未満の被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては六千百円、二十三歳未満の者であつて被保険者でないもの（以下「二十三歳未満の非被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては一万六千二百円） その他の職種 一万八千二百円（二十三歳未満の被保険者が三級を受ける場合にあつては九千二百円、二十三歳未満の非被保険者が三級を受ける場合にあつては一万三千七百円）
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形（真空成形に限る。）、とび、防水施工、塗装（建築塗装及び金属塗装に限る。）	一級及び二級	令和八年八月二十三日（日曜日）	令和八年八月十日（水曜日）から同年八月九日（日曜日）まで（造園職種及びとび職種において日程を延期する場合には、令和八年九月十日（木曜日）から同年十一月十一日（水曜日）までの間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する日			
金属熱処理	三級					
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに限る。）、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に限る。）、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（鋼製下地工事及びボード仕上げ工事は学科試験のみ実施）	一級及び二級	令和八年八月三十日（日曜日）				
園芸装飾、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に限る。）、建築板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに限る。）、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に限る。）、表装、フラワー装飾	一級及び二級	令和八年九月六日（日曜日）				

徳島県告示第百十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和八年度随時技能検定を次のとおり実施する。

令和八年三月二日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 後藤田 正 純

職 種		等級	期 日		場 所	手数料の額	
			学 科	実 技		学 科	実 技
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装		三級及び基礎級	徳島県職業能力開発協会が別に指定する日		徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円 その他の職種 一万八千二百円
さく井、鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金に限る。）、工場板金、めっき（電気めっきに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに限る。）、冷凍空気調		二級					

和機器施工、ニット製品製造（靴下製造に限る。）
、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造
、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（
貼箱製造に限る。）
、印刷、製本、プラスチック
成形（射出成形及びブロー成形に限る。）
、強化
プラスチック成形、パン製造、建築大工、かわら
ぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工
、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、
内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事及びカーテン
工事に限る。）
、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエ
ルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗
装及び噴霧塗装に限る。）
、工業包装

二 受検の制限

二級の受検については受検しようとする職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り、三級の受検については受検しようとする職種に係る基礎級に合格した者に限り、受検することができる。

三 受検申請書の受付期間

随時受け付ける。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

四 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

五 受検申請書の用紙の配布

受検申請書の用紙は、徳島県職業能力開発協会に配布する。ただし、受検申請書の郵送を希望する場合は、徳島県職業能力開発協会（電話〇八八―六六三―二三一六）に問い合わせる。

六 その他

この検定の詳細については、徳島県経済産業部産業人材課（電話〇八八―六二二―二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会に問い合わせる。